

大分県における森林組合広域合併の動向

林

九州大学農学部 塙 正紘

政

1. はじめに

中小林家の森林経営では森林組合に依存するところがきわめて大きい。特に、素材生産業者や伐出労働者の減少にみられるような地域的な販売条件の劣悪化の下では、森林組合の販売事業は森林生産物の有力な販売チャネルとして重要な役割を果している。それは、中小林家の経営活動が森林組合の林産販売事業への取り組みの程度に応じて異なることからも明らかである¹⁾。中小林家の森林経営の活性化のためには森林組合活動の強化（とりわけ林産販売事業の拡大）が重要な意味を持つのである。

しかし、経営基盤が小さく、人的、資金的にも限界のある現存の森林組合が事業規模の拡大を図ることは容易なことではない。森林組合の活動を高めるためには、現存の組合を強化することももちろん重要であるがそれにも限界があり、広域合併によって運営基盤の拡大や執行体制の整備等を行う必要があるのである²⁾。

森林組合の広域合併は「合併助成法」（1963年施行）に基づいて行われているが、難しい問題が多く、県や地域によってその進捗状況は様々であるとはいえ、一般に著しく停滞的している。

本報告では、広域合併が精力的に進められ、しかも成立した広域大型組合によって事業量が大幅に拡大している、大分県を事例に広域合併の動向とその推進施策の展開について報告する。

2. 森林組合広域合併の経過と合併組合の現状

（1）森林組合合併助成法

森林組合合併助成法は、「適正な事業経営を行うことができる森林組合を広範に育成して森林所有者の共同組織の健全な発展に資するため、森林組合の合併についての援助、合併後の森林組合の事業経営の基礎を確立するに必要な助成等の措置を定めて、森林組合の合併を促進することを目的」に1968年4月1に施行され、4度の改正を経て現在に至っている。同法では合併後の

事業経営計画を知事が認定することとし、同施行令で事業経営の基礎となる組合員の経営森林面積、出資金及び常勤役職員数の最低限を規定しているが、それらは次のように変化してきた。

第1期（'63. 4～'67. 3）	5000ha	100万円	5人
第2期（'74. 10～'78. 3）	10000ha	600万円	7人
第3期（'78. 4～'83. 3）	10000ha	1,000万円	7人
第4期（'87. 6～'92. 3）	10000ha	2,000万円	7人

（2）合併の経過と合併組合の現状

大分県における森林組合合併は当初1市町村1組合を原則とする指導方針により進められ、1973年以降は目標を1地区（県事務所）1組合とし、1978年10月に県下初の広域合併組合として日田郡森組が誕生した。その後1980年4月西高森組、1986年4月下毛郡森組、1988年9月玖珠郡森組、1989年4月大野郡森組、同9月竹田直入森組、1990年3月佐伯広域森組と、広域合併組合が続々と誕生し、現存組合数は27組合に減少した。広域合併組合の合併当時と現在の状況は表-1の通りである。

なお、合併後の特徴的な変化として、組合員所有森林面積や組合員数、出資金等の増加、林産販売及び造林保育事業量の著しい増加が目立つ。特に、林産・販売事業の拡大は森林生産物の販売条件の拡充による林家の森林資産価値の向上、ひいては地域林業の活性化を示すものとして注目される。

3. 合併推進施策の展開

森林組合合併の展開を合併推進機関に着目して区分すると次の3つの時期に区分される。

（1）大分県森林組合広域協業推進協議会（1971～1977年度）

森林組合の自主的な推進機関として大分県森連内に設置され、ア弱小組合の合併は行政当局の指導の下に積極的に推進、イ不振組合は隣接の活動組合への合併、ウ活動組合の大型合併は自主性を尊重し側面的に指導、を基本目標に活動を行った。合併後の経営基盤等は、民

有林面積15000ha以上、年間用材伐採量10000m³以上、常勤役職員10名以上、出資金1,500万円以上をそれぞれ確保することとされたが、この時期の合併は1市町村1組合体制の確立に留まった。なお、合併組合と県森連とは『生産』は単位組合、『販売・流通』は県森連をそれぞれ分担するものとされた。

(2) 大分県森林組合合併推進協議会(1978~1987年度)

構成は、県3名（林務担当部長外2）、県森連3名（会長外2）、市町村長6名、森林組合長6名、農林中金所長、学識経験者2名で、県森連内に設置し、専従スタッフが置かれた。県森連が基本構想等の原案を作成し、同協議会が審議、決定した。

合併の目標を1地区（県事務所単位）1組合（最終的には12組合）とし、合併を推進するために県レベルに合併調査研究会を設け、関係地区毎に地区森林組合合併推進協議会と地区合併調査研究会を設けるものとされた。この体制のもとで日田郡、西高及び下毛郡の各森林組合が成立したが、前期に見られた「県森連と単位組合との任務分担論」は影を潜め、日田郡及び下毛郡森林組合でそれぞれ単組共販所が開設された。

(3) 大分県森林組合広域合併推進委員会(1988年度~)

合併の目標を1地区1組合（但し日田地区は2組合、最終目標13組合）とし1991年度までに達成する計画である。合併組合の規模は森林面積10000ha以上、払い込み済み出資金2,000万円以上、常勤役職員7人以上と国のガイドラインに準じている。

同委員会は県2名（林務担当部長、次長）、県議会1名、県森連1名、市町村長4名、森林組合長3名、学識経験者2名で構成され、下部組織として専門部会（次長、林務各課長、県森連専務、学識経験者等）が置かれている。委員会は合併基本計画の策定や合併後の事業計画の検討等を行い、専門部会は合併推進のための具体策を調査研究し、委員会に提案するとともに、合併への動きに応じ機敏な指導を行うものとされている。

関係地区における推進機関には、地区森林組合合併協議会（各組合長、各組合職員1名、各市町村長等）と地区調査研究会（各組合長、各組合理事及び職員代表、各市町村林務関係課長、県事務所林業課長等）があり、地区協議会では、ア合併に関する基本的な事項、イ合併のための条件の検討及び調整、ウ合併組合の経営計画案の策定、エ合併予備契約書案の作成等を行い、地区研究会では、地区協議会の設置に先立って合併の是非の研究を行っている。

4. 補助金等

(1) 市町村の資金援助

大分県における広域合併はいずれも各組合の対等合併の形で行われた。そのため各組合は、繰越欠損金の

処理、出資金の平準化、職員の退職金支払い（全員一旦退職）等を行う必要があったが、それを実行できぬ組合に対しては関係市町村によって資金援助が行われた場合が多い。これによって合併が促進され、かつ合併後の組合運営が円滑化した面も小さくない。また、合併後も指導費等の名目で関係市町村により助成が行われている例もある。

(2) 国・県の補助金等

合併助成法に伴い所得税、法人税及び登録免許税（国税）並びに事業税（地方税）等の減免措置が講じられている外、森林組合広域合併推進事業が国及び県の補助事業として行われている。同事業は、合併に至るまでの推進指導に要する経費の助成に関わるものと、合併組合の運営や施設の整備費用の助成に関わるものとがある。

前者には、広域合併推進指導費補助（国・県2分の1）と広域合併推進協議会活動費補助（協議会の活動費を補助、同）がある。後者には、合併奨励事業費（合併予備契約書締結組合の経費補助、県単、1組合20万円限）、合併組合施設整備費（事務所建設費等の補助、合併後2年以内、事業費の3分の1、県300万円限（国20万円）、合併組合借入金利子補給事業（県単、年2.5%、3年限）及び合併組合活動費補助（合併組合の役員研修その他経費の補助、県単、事業費の2分の1、100万円限）等がある。このうち合併組合施設整備費は1988年度から県の補助限度額が1,500万円に引き上げられ、組合施設の整備に著しく貢献している。

また、これらの直接的な合併助成措置の外、林業構造改善事業等の補助事業が濃密に投入されていることも合併組合の健全な育成を図る上で効果を上げている。

5. むすび

大分県では、森林組合の事業実行能力を拡充し、地域林業の活性化を図るために森林組合の広域合併が精力的に行われ、1978~1990年に7つの広域森林組合が成立し、組合数が25組合も減少した。合併によって森林面積、出資金、常勤役職員数等の経営基盤が飛躍的に強化され、林産販売等の事業量も大幅に拡大している。つまり、広域合併によって、森林生産物の販売条件の整備という森林組合の最も基本的な任務、換言すれば本来の意味の組合員サービスが格段に充実されたのである。

このような広域合併の推進に当たって県及び市町村の果たす役割はきわめて大きい。県レベルでは合併推進委員会とその専門部会があり、地区レベルではまず合併調査研究会が設置され、その協議に基づいて合併推進協議会が設置されるが、これらの活動に当たってはいずれも県や市町村の側面的な援助が大きな意味を

持っているのである。また、事務所施設の整備等が補助金によって行われていることも、合併後の役職員の意志の統合を図る上できわめて有効に働いている。そのような意味で、広域合併の推進には行政の強力なバックアップが望まれているのである。

引用文献

- (1) 堀 正紘ほか：日林九支研論，43，3～4，1990
- (2) —————：活力ある森林組合を目指して－森林組合広域合併基本構想（大分県国東地区）－，大分県広域合併推進委員会，1990

表-1 大分県における森林組合広域合併の経過と合併組合の現状

項目	日田郡	西 高	下毛郡	玖珠郡	大野郡	竹田直入	佐伯広域
参加組合数	5組合	4組合	4組合	2組合	7組合	4組合	6組合
参加市町村数	5町村	4市町村	4町村	2町	8町村	4市町	9市町村
合併研究会の設置		1978. 04. 26	1980. 01. 17	1986. 12	1986. 06. 12	1985. 09. 04	1988. 01. 22
合併協議会の設立	1977. 04. 27	1978. 01. 09	1985. 03. 29	1987. 08. 10	1988. 03. 01	1987. 02. 25	1988. 06. 01
新組合の設立登記	1978. 10. 01	1980. 04. 01	1986. 04. 01	1988. 09. 01	1989. 04. 01	1989. 10. 02	1990. 03. 31
組合所有	合併時	27987	10766	31317	25932	28108	21501
森林面積 (ha)	現 在	32121	11601	32207	28498	29127	-
払込み済み	合併時	66,824	5,531	53,004	62,509	65,355	48,573
出資金 (千円)	現 在	168,195	11,911	55,646	68,443	76,748	107,946
組合員数	合併時	3270	2148	4778	3718	4375	3503
(人)	現 在	3453	2402	4656	3380	4263	5852
常勤役	合併時	44	6	24	21	33	16
職員数 (人)	現 在	47	8	22	19	32	33
販売事業量	合併時	886	163	3206	2829	8590	3424
(m ³)	現 在	—	1142	7104	4974	1863	25698
林産事業量	合併時	52657	—	20351	17462	1274	16092
(m ³)	現 在	89313	1459	31763	16098	189	21751
造林事業量	合併時	33	5	44	113	283	159
(新植) (ha)	現 在	165	79	73	102	5	414
保育事業量	合併時	771	212	550	1518	3029	1229
(下刈) (ha)	現 在	1822	682	1248	1123	23	3444
作業班員数	合併時	263	29	190	71	176	102
(人)	現 在	219	13	174	79	182	249
備 考	合併時	1977年度	1979年度	1985年度	1987年度	1977年度	1988年度
	現 在	1988年度	1988年度	1988年度	1988年度	'88年4～6月	1988年度

資料：大分県林政課調べ。